まちづくり構想図

永　室　地　区

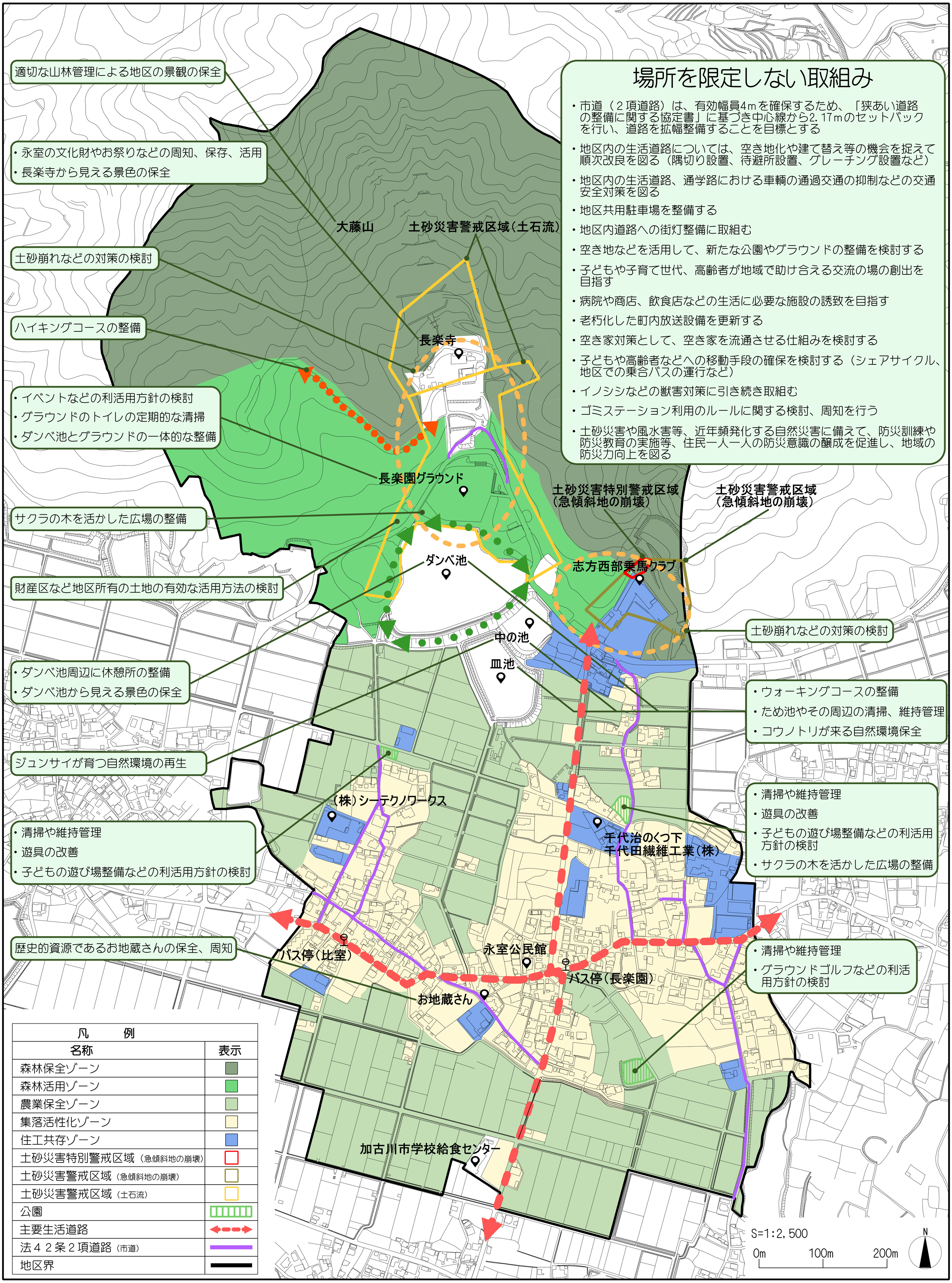

場所を限定しない取組み

- 市道（２項道路）は、有効幅員4mを確保するため、「狭あい道路の整備に関する協定書」に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする
- 地区内の生活道路については、空き地化や建て替え等の機会を捉えて順次改良を図る（隅切り設置、待避所設置、グレーチング設置など）
- 地区内の生活道路、通学路における車輌の通過交通の抑制などの交通安全対策を図る
- 地区共用駐車場を整備する
- 地区内道路への街灯整備に取組む
- 空き地などを活用して、新たな公園やグラウンドの整備を検討する
- 子どもや子育て世代、高齢者が地域で助け合える交流の場の創出を目指す
- 病院や商店、飲食店などの生活に必要な施設の誘致を目指す
- 老朽化した町内放送設備を更新する
- 空き家対策として、空き家を流通させる仕組みを検討する
- 子どもや高齢者などへの移動手段の確保を検討する（シェアサイクル、地区での乗合バスの運行など）
- イノシシなどの獣害対策に引き続き取組む
- ゴミステーション利用のルールに関する検討、周知を行う
- 土砂災害や風水害等、近年頻発化する自然災害に備えて、防災訓練や防災教育の実施等、住民一人一人の防災意識の醸成を促進し、地域の防災力向上を図る

凡　　例

名称	表示
森林保全ゾーン	
森林活用ゾーン	
農業保全ゾーン	
集落活性化ゾーン	
住工共存ゾーン	
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	
土砂災害警戒区域（土石流）	
公園	
主要生活道路	
法４２条２項道路（市道）	
地区界	